



神奈川県



神奈川県認知症の人と
家族を支えるマーク

神奈川県高齢者居場所づくり等支援金

高齢者の居場所やケアラー支援の場に活動の継続を
支援するため、支援金4万円を支給します。



神奈川県認知症の人と家族を
支えるマークとかながわキン
タロウ



物価高騰の影響により、地域で活動の継続
が困難となっている団体の皆様に対する支
援金です。

支給対象者

高齢者の通いの場

受付期間（先着順）

令和5年7月24日（月曜日）

午前10時00分～

令和5年11月30日（木曜日）まで

※予算の上限に達した場合、その時点で受付終了となります。

認知症カフェ

老人クラブ及び老人クラ ブ連合会

ケアラーズカフェ

申請方法は裏面へ

※個別に支給要件があります。詳しくは裏面、
ホームページ、支援金支給要綱をご確認ください。

支給要件

(※複数の活動をしている場合でも、支給額は1団体 4万円)

高齢者の通いの場

- ・令和5年4月1日以降、申請日の属する月の前月まで、毎月、65歳以上の参加者が10名以上の活動実績があること。

認知症カフェ

- ・令和5年4月1日以降、申請日の属する月の前月まで、毎月、認知症の方ご本人の参加者が1名以上の活動実績があること。

ケアラーズカフェ

- ・令和5年4月1日以降、申請日の属する月の前月まで、毎月、介護者(ケアラー)の参加者が1名以上の活動実績があること。

老人クラブおよび老人クラブ連合会

- ・老人クラブにあっては、申請日時点で神奈川県内の市町村老人クラブ連合会もしくは指定都市老人クラブ連合会に加盟していること。または、令和5年4月1日以降に友愛活動があること。
- ・令和5年4月1日以降申請日の属する月の前月まで、毎月、高齢者福祉に資する活動実績があること。

※老人クラブ連合会は、県老人クラブ連合会、指定都市老人クラブ連合会、市町村老人クラブ連合会のことです。

共通事項

- ・申請時に事業実施等にあたっての誓約書及び活動実態がわかる資料を提出できること。
- ・過去2年以内に違法な活動歴がないこと。
- ・団体が政治活動又は宗教活動を行うことを目的としていないこと。
- ・活動内容が公の秩序又は善良な風俗に反するものではないこと。
- ・暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体でないこと。

申請方法

郵送またはe-kanagawa電子申請システムで申請(次のURLか、二次元コードを読み込んで専用のフォームからお申し込みください。)

【郵送先】※申請受付、書類審査、コールセンター業務を委託しています。

可能な限り、追跡ができる方法や記録が残る方法で発送をお願いします。

〒220-0012

所在地 神奈川県横浜市西区みなとみらい3-6-3MMパークビル12F

(株)長寿乃里 高齢者居場所づくり等支援事業窓口 担当 宛て

【電子申請システムで申請】

URL: https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=55165



【提出書類】※(1)～(4)は電子申請システムで自動的に作成されます。

(1) 神奈川県高齢者居場所づくり等支援金支給申請書(第1号様式)

(2) 神奈川県高齢者居場所づくり等支援金口座振込依頼書

※令和4年度実施高齢者居場所づくり等継続支援事業協力金の受取口座でない場合は、
振込口座の通帳の写し)

※代表者名義または団体名義でない場合は、委任状

(3) 誓約書

(4) 役員等氏名一覧表

(5) 活動実態がわかる資料(定款、総会の議事録、ホームページ、リーフレット、チラシ
広報物、広報メール等)

活動実施報告(申請時の内容に変更がない場合、**提出不要**です。)

【提出書類】

(1) 神奈川県高齢者居場所づくり等支援金活動実施報告書(第4号様式)

(2) 活動の写真

【提出方法】

神奈川県高齢者居場所づくり等支援金支給決定通知書の送付メールに返信してください。



神奈川県ホームページ(郵送する場合の様式等をダウンロードできます。)

URL: <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/koureisyaibasyodukurishiennkin.html>

電子申請システムの操作方法から郵送での申請について、申請完了まで、申請者のサポートをします。

神奈川県委託事業

(株)長寿乃里 高齢者居場所づくり等支援事業窓口

電話番号 03-4332-9863

不正受給は**犯罪**です。

不正受給が発覚した場合、支援金の返還請求を求めます。

神奈川県・神奈川県警察

その他の問合せ先

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課 045-210-1111(内線4848)

申請内容に係るQ&A(よくある質問)はこちらをご確認ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/koureisyaibasyodukurishiennkin.html>